

<主な補償内容とご注意事項>

お支払いする保険金の主な内容

次の偶然な事故により契約申込書記載の建物に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*1に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします。(ご契約金額(保険金額)が限度)

①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑤給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥騒擾、労働争議に伴う暴行または破壊行為など ⑦風災・雹災・雪災(損害額が20万円以上となった場合) ⑧台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災(損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合) ⑨盗難 ⑩①から⑨まで以外の偶然な事故(1事故につき自己負担額1万円*2)

*1 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築するのに必要な額(新築価格)をいいます。ただし、修理可能な場合は新築価格と修理代金のいずれか低い額とします。
*2 自己負担額は、3万円または5万円からご選択いただけます。

※⑤は水濡れ損害不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
※⑦は風・雹・雪災の定額免責設定特約をセットされた場合(損害保険金お支払方法が「実損型」の場合)、損害額が20万円未満のときもお支払いの対象となります。
※⑧は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
※⑩は建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

ご契約内容に応じて次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。	
費用保険金などの種類	費用保険金などをお支払いする場合
臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の30%*3相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごと*4に100万円限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごと*4に500万円*3限度) *3 損害保険金の10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。 *4 1敷地内ごとへの限度額は、保険の対象が建物・家財の場合にはこれらを合算して適用されます。以下同じです。 ※臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の10%限度) ※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
修理付帯費用保険金	上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用(実費)や仮修理の費用(実費)などをお支払いします。(居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度) ※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
特別費用保険金	上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度) ※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
失火見舞費用保険金	契約申込書記載の建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。(1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度) ※失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合にお支払いします。(ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)
損害防止費用	上記①から⑩までの事故で、消火活動のために支出された必要または有益な費用(実費)をお支払いします。
損害付帯諸費用保険金(特約をセットされた場合のみ)	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合に、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の30%*5相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに300万円*5限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円*5限度) *5 損害保険金の30%(建物の種類によらず100万円限度)または損害保険金の10%(建物の種類によらず100万円限度)とすることもできます。
建てかえ費用保険金	上記①から⑩までの事故により建物の損害割合が70%以上となった場合に「ご契約金額-損害保険金」を限度に建てかえ費用(実費)をお支払いします(損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限り)。また、建てかえに伴う取りこわし費用(実費)もお支払いします。(建てかえ費用保険金の10%限度) ※建てかえ費用補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。
建てかえ時特別費用保険金	建てかえ費用保険金をお支払いする場合にお支払いします。(ご契約金額の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度) ※建てかえ費用補償特約をセットされない場合または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
敷地内構築物修復費用保険金	建物について損害保険金をお支払いする場合で、建物所在敷地内に設置された物干し、庭木、遊具、井戸などの付属構築物にも損害が生じたとき、その修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)
バルコニー等修繕費用保険金	分譲マンションの入居者が専用使用する共用部分の偶然な事故による損害について、管理規約に基づき出費した修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)
ドアロック交換費用保険金	日本国内において契約申込書記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用(実費)をお支払いします。(1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度)
水道管修理費用保険金(建物危険限定補償特約をセットされた場合)	水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度) ※建物危険限定補償特約をセットされない場合で建物のみご契約のときは、前記「建物の補償」の⑩の保険金としてお支払いします。

～建物・家財ごとに地震保険をご契約の場合に限ります。～
地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、契約申込書記載の建物またはそれに収容される家財に損害が生じた場合、損害の程度により、次の金額をお支払いします。

建 物		家 財	
損害の程度	保険金のお支払額	損害の程度	保険金のお支払額
全 損	建物の地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)	全 損	家財の地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)
半 損	建物の地震保険ご契約金額の 50%(時価の50%が限度)	半 損	家財の地震保険ご契約金額の 50%(時価の50%が限度)
一 部 損	建物の地震保険ご契約金額の 5%(時価の 5%が限度)	一 部 損	家財の地震保険ご契約金額の 5%(時価の 5%が限度)

お支払いする保険金の主な内容(オプション)

次の偶然な事故により契約申込書記載の建物内に収容されている家財に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*¹に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします(ご契約金額が限度)。ただし、貴金属、宝石、美術品などについては時価によって損害額を算出します。

- ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑤給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑦風災・雷災・雪災 ⑧台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災(損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合) ⑨盗難 ⑩電化製品の電氣的・機械的事故(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円) ⑪①から⑩まで以外の偶然な事故(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円) ⑫建物から一時的に持ち出した家財の日本国内の他の建物内での①から⑦までおよび⑨の事故(家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額限度)

*1 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な額(新品価格)をいいます。ただし、修理可能な場合は新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。

※貴金属、宝石、美術品などの損害額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。

※家財をご契約の場合、前記「建物の補償」の<臨時費用保険金>、<残存物取片づけ費用保険金>、<修理付帯費用保険金>(通貨、預貯金証書などの盗難についてはお支払いの対象となりません。)、<特別費用保険金>、<失火見舞費用保険金>、<地震火災費用保険金>(家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上となった場合)、<損害防止費用>、<ドアロック交換費用保険金>の他に次の費用保険金をお支払いします。(「損害付帯諸費用補償特約」をセットされた場合は、<失火見舞費用保険金>、<地震火災費用保険金>、<損害防止費用>、<損害付帯諸費用保険金>、<ドアロック交換費用保険金>の他に次の費用保険金をお支払いします。)

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする場合
水道管修理費用保険金	水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)

※⑧は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。

※⑩は電化製品等電氣的・機械的事故補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。

※⑩の対象電化製品は、新品にて購入した日(購入した日が確認できない場合は製造日とします。)からその日を含めて3年以内で、電力をコンセントから取り入れる物(いい、電池・充電のみで動作する物)を含みません。また、空調・電気・給排水設備などの建物付属設備は除きます(建築後に取り付けられた冷暖房装置は対象となります。)。なお、保険金ご請求の際には、領収証・保証書などの購入日・保証内容が確認できる資料をご提出ください。

家財の補償

建物罹災時の仮すまい費用保険金

前記「建物の補償」の①から⑩までの事故により損害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)*²の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用(実費)および移転費用(実費)をお支払いします。ただし、1事故につき、「仮すまい費用の対象となる方の人数×1万円×支払対象日数」または100万円のいずれか低い額が限度となります。
*2 前記「建物の補償」の*1をご覧ください。

個人賠償責任保険金

次の偶然な事故により、ご本人*³またはご家族*⁴が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されたことによって支払うべき損害賠償金*⁵をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。
①日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。)
②契約申込書記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故
*3 契約申込書の「本人の指定」欄に記載される方をいいます。
*4 ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。
*5 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

建物の賠償責任保険金

建物の所有または管理などに起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担されたことによって支払うべき損害賠償金*⁶をお支払いします(1事故につき建物賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。
*6 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約の保険金

建物の付属機械設備などについて、電氣的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円*⁷)
*7 自己負担額は、3万円または5万円からご選択いただけます。
<電氣的・機械的事故の補償対象とならない機械設備など>
●ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープは保険の対象となります。)、管球類
●コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具
●消火剤、薬液、レンガ
●ボイラ
など

地震災害による仮すまい費用保険金

地震等を原因とする次の事由のいずれかにより建物に住めなくなった際の宿泊・賃借費用(実費)および移転費用(実費)をお支払いします。ただし、1事故につき、「仮すまい費用の対象となる方の人数×1万円×支払対象日数」または100万円のいずれか低い額が限度となります。(地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。)
①建物に再調達価額(新価)*⁸の20%以上の損害が生じ、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が20%以上となる損害が生じたこと。
②建物に地すべりなど急迫した危険が生じたため、その建物に居住することが不可能または危険な状態となったこと。
③建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと。
④建物に対し警察その他行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。
*8 前記「建物の補償」の*1をご覧ください。

類焼損害保険金

契約申込書記載の建物またはそれに収容される家財から発生した火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅など類焼補償対象物*⁹が滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)した場合には、再調達価額(新価)*¹⁰に基づき算出した損害額を類焼損害保険金としてお支払いします。ただし、類焼補償対象物の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約がある場合には、その保険金の額を差し引いた額をお支払いします。(ご契約期間(長期契約の場合は同一保険年度)を通じて1億円が限度)
*9 居住用の建物またはその建物に収容される家財をいいます。

- 次の物は類焼補償対象物から除かれます。
- 専用店舗、工場など、居住用以外の建物
 - 契約申込書記載の建物またはこれに収容される家財
 - 契約申込書記載の建物・家財の所有者またはその所有者と生計を共にする同居のご親族が所有する建物・家財
 - 建築中または取りこわし中の建物(ただし、損害が発生したときに、世帯が現実的に生活を営んでいたものは対象となります。)
 - 国、地方公共団体などの所有する建物
 - 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。)
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価格が30万円を超える物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 動物、植物
 - 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用される物
- など

*10 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額(新築・新品価格)をいいます。ただし、修理可能な場合は新築・新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。

出火元がご自宅だった場合に、ご近所の住宅・家財に損害が生じたときにお支払いします。



保険金をお支払いできない主な場合

建物の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 	<ul style="list-style-type: none"> ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起などによって生じた損害 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 	など
地震の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による損害 	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等の際における紛失または盗難 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 	など
※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。 (2011年10月現在)			
家財の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 	<ul style="list-style-type: none"> ●詐欺・横領または置忘れ・紛失 ●土地の沈下・隆起などによって生じた損害 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害 ●楽器の弦の切断、または打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色や音質の変化 ●建物から一時的に持ち出した自転車または原動機付自転車の盗難 	など
<p><保険の対象とならない家財></p> <p>①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため保険の対象となります。))ならびにこれらの付属品 ②通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等(鉄道、船舶、バス、航空機などの乗車券・航空券(定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。以下同じです。))。ただし、家財をご契約の場合で、これらが契約申込書記載の建物内において盗難され損害が生じたときには、次の額を限度に損害保険金をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、通貨・小切手50万円、預貯金証書200万円、乗車券等5万円) ③有価証券、印紙、切手 ④義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ⑤動物、植物などの生物 ⑥稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 ⑧商品およびこれに類する物</p>			
オフィスの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等による事故 ●職務遂行に直接起因する事故 	<ul style="list-style-type: none"> ●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。))または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ●借用財物の損壊などについての損害賠償責任 	など
個人賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等による事故 ●職務遂行に直接起因する事故 	<ul style="list-style-type: none"> ●航空機、自動車または施設外における船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。))の所有、使用または管理に起因する事故 ●被保険者の日常生活に起因する事故 ●屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などにより財物がこわれたことによる事故 ●建物の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故 	など
建物賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等による事故 ●保険の対象となる建物を賃貸する業務以外の被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ●航空機、自動車または施設外における船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。))の所有、使用または管理に起因する事故 ●被保険者の日常生活に起因する事故 ●屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などにより財物がこわれたことによる事故 ●建物の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故 	など
地震災害による仮すまい費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●地震災害が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた仮すまい費用に対しては、保険金をお支払いしません。 		
類焼損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象である建物・家財の所有者、もしくはその所有者と生計を共にする同居のご親族またはこれらの方の法定代理人の故意 ●類焼補償対象物の所有者またはその法定代理人の故意、重大な過失 ●地震等による損害 	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等による損害 	など

保険金お支払い後のご契約について

次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額(保険金額)は満期日まで減額されません。
・損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ただし、ご契約金額が再調達価額(新価)を超える場合は、再調達価額(新価)とします。)の100%の額となった場合(この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。)
・(戸建てタイプでご契約の場合)建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払いした場合(この場合、ご契約は建物を取りこわした時点で終了します。)

クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

○**ただちにご連絡ください。**
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・**取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保** 【日本興亜損保の受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
※ご連絡先の電話番号はご契約後にお届けする保険証券に記載しています。

○**「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。**
休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が生じた場合に、すぐに駆けつけて、初期対応(保険金支払いまでの流れや補償対象となる損害についてのご説明など)や損害調査を実施します。

・**休日事故現場急行サービス** **0120-258-110(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)** 【サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00】

○**必ず事前にご相談ください。**
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。

○**事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**

○**保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。**

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- このホームページは「フルハウス」「フルハウスロング」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 「フルハウス」「フルハウスロング」はすまいるの総合保険のブランドネームです。